

研究の総括と展望

本共同研究では、器物の「伝世・長期保有」「復古再生」の実態を考古学的に把握するため、さまざまな器物を対象として検討を試みた。そして、本書はこの共同研究の過程で得られた成果の一端を各論として提示しようとしたものである。ここではごく簡単ではあるが、各論で示された論点の整理をおこなうことによって共同研究を総括し、あわせて今後の研究の方向性を展望する。

1. 「伝世」の認定とその課題

「伝世」の概念・定義 本共同研究の議論の起点として確認しておかねばならないのが、「伝世」をどのように考え、定義づけるかである。この点については、各論においてもさまざまに言及を試みた。岩本論考 [p.12] と大賀論考 [p.56] で確認したように、①「伝世」には世代を超える保有（短期の保有でも生じる場合がある）と、②長期におよぶ保有という必ずしも一致するわけではない二つの状況が存在する。しかし、考古学的には時間の経過以外のプロセスで世代の交代を認識することは難しいため、②長期におよぶ保有によって「伝世」を認定することが原則となる。したがって、考古学の方法においては、世代を超えるほどの長期におよぶ保有をどのように認定するかが課題となるのである。とはいえ、現実には10数年といった短期間のなかでも所有者の交代は散見される [細川論考]。つまり、考古学ではこうした例を認識しにくい限界がある点を十分に承知しておく必要がある。いずれにせよ、考古学的には製作から廃棄までがスムーズに進行するパターンからはずれた保有類型を「伝世」と定義づけておくのが方法論的には妥当ということになる。

「伝世」の認定方法と課題 森下章司が定義づけたように、製作年代と廃棄・埋納・副葬年代のあいだに2型式ないし2時期を挟む（3型式ないし3時期のずれをもつ）例を「伝世」とする認定は、「伝世」例を確実に抽出するための方法である [森下1998、岩本論考 p.12]。この認定方法は、大賀論考で示された、玉類にみる流通開始時のセット関係の崩壊と新出する種類を含む組成の成立によって「伝世」を認定しようとする分析方法とも結論的には整合する [p.67]。ただし、玉類のような組成の維持と変化から「伝世」をよみとる方法は、ほかの器物に普遍的に適用できるものではない。当初の組成が定型的な玉類であればこそ有効な方法なのである。

いっぽうで、方法論的には多くの器物のばあい、「伝世」の認定は容易ではない。各種器物の編年では、いわゆる型式学的な分析によって分類単位の間隔を整理し、各分類単位の製作年代の上限と下限を廃棄・埋納・副葬年代から絞り込む方法をとる。新しい時期を示す廃棄・埋納・副葬例が確認されたばあい、それを分類単位の存続期間とみれば製作年代をやや長期に想定し、「伝世」とみれば製作年代を短期に見積もることになる。古墳副葬品としての鉄製武器、鉄製農具、馬具などは、廃棄年代を製作年代の下限とみなして相対編年を組み立てる「消費地編年」であるため [水野論考 p.81、諫早論考 p.137]、そもそも「伝世」を方法論的に認識しづらいのである。「伝世」を高精度かつ多角的に認定するための方法を構築するには、さらなる分析事例の蓄積が必要である。これについては今後の課題としたい。

「伝世」の頻度 上述のとおり、「伝世」の認定には器物によって多少の違いがある。しかし、そ

うした差を承知しつつも、それぞれの器物には具体的にどの程度の「伝世」例をみとめるうるのであろうか。定量的な分析を実施した三角縁神獣鏡では総資料数の約18%、緑色凝灰岩勾玉では約1/8(12%程度)が確実性の高い「伝世」とみられる〔岩本論考、大賀論考〕。鏡や玉類と同等程度に編年研究が進展している甲冑では、組成にみる乱れや廃棄年代までのタイムラグの検討によって、群馬県鶴山古墳の1例のみが「伝世」候補になりうるという〔川畑論考〕。ただし、その保有期間が実年代に置き換えた際には30～50年程度となるため、「伝世」とするには躊躇をおぼえる時間幅である。鉄製武器、鉄製農工具、馬具については、廃棄年代までのタイムラグによって「伝世」を認定することとなるが、積極的に「伝世」とみなしうる事例は確認できない〔水野論考、磯貝論考、諫早論考〕。

そうした「伝世」頻度の違いは、器物の保有が個人への帰属を強くするものか、集団への帰属を強くするものかの違いに起因する可能性が指摘されてきた〔森下1998〕。甲冑や馬具を装備する馬の「属人性」の高さが「伝世」の少なさに関連する可能性はたしかに説得力に富む〔川畑論考p.120-123、諫早論考p.139-141〕。また、「着装系器物」と「保有系器物」といった区分も「伝世」する器物を評価するうえで有効な視点となる可能性がある〔上野論考〕。ただし、鏡においても多くは入手した世代において副葬されるのであり、配布元での「伝世」が基本形ならば「属人性」が低いことにはならない。「伝世」をある程度みとめる鏡や玉類であっても、多様な鏡式や器種といった形式が存在しており、形式ごとに「伝世」の状況が異なる可能性もある。どのような特徴をもつ器物に「伝世」が顕著であるのかを明らかにするためにも、さらなる分析の積み重ねが必要なのである。

上述したように、「伝世」が鏡と玉類ではほかの器物より高頻度でみとめられる状況にあるなか、先行する弥生時代の青銅器と玉類に長期保有が想定しうる点は示唆的である〔吉田論考、谷澤2021・2022〕。とりわけ、弥生青銅器においては社会変化といった歴史的意義につながる側面も想定される点は特筆されよう。ただし、「伝世」がみとめられるとしても、その絶対数は母数からみるとあくまでも少数派である。この点は、「伝世」が必ずしも目的的におこなわれるものばかりではなかった可能性を示唆しているのであろう。

「伝世」と器物の経年変化 玉類では「伝世」にともなって組成の変化が想定された〔大賀論考〕。いわゆる「伝世鏡」の議論では、摩滅による文様不鮮明を「手磨れ」と称して、「伝世」の証左としてきた研究史がある〔梅原1933〕。これについて岩本論考では、鑄造後に二次的に摩滅等で文様不鮮明となったいわゆる「手磨れ」は想定しうるが、その文様不鮮明が経年変化に正比例して顕著なる状況はうかがえないことを指摘した。また、保有期間が超長期でも経年変化のみられない資料もある。つまり、使用痕の有無や強弱は必ずしも「伝世」期間の長さに結びつくわけではないのである。とはいえ、「伝世」例に文様不鮮明鏡が散見される傾向もたしかにみいだせるので、評価がなかなか難しい。定量的な検討によってこの問題の解決をはかることが望まれる。弥生青銅器においても同様に「手磨れ」や摩滅は確認できるが、やはり青銅器表面の変化を時間に置き換えることは難しい状況にある〔吉田論考〕。同じく甲冑や馬具においても補修・改変の事例は確認できるが、一定期間の使用という実用性を裏づける根拠とはしても、「伝世」には直接的に結びつくわけではない〔川畑論考、諫早論考〕。農工具における使用痕も同じような脈絡で評価しておくのが穏当であろう〔磯貝論考〕。

経年変化の事例として注目されるのは、「伝世」の可能性の高い刃関双孔剣をヤリに改変する事例である〔水野論考〕。これはもともとの器物としてではなく、新たな器物として再生される点で、弥生青銅器のリサイクルや〔吉田論考〕、鏡における破鏡の生成に近いものと評価できる。現象面としては「伝世」を含む場合が生じるが、本来の機能を維持させた「伝世」とは社会的・歴史的意義が異なる可能性が予測される点を確認しておきたい。

2. 「伝世」の過程と意義

器物の入手契機・形態と「伝世」 「伝世」がどこでおこなわれたかを明らかにするためには、前提となる器物入手のあり方を検討しておく必要がある。古墳時代の鏡については古くに小林行雄によって首長としての地位承認が保有の契機になると説明された [小林 1955]。本共同研究ではこの論点に関連して、上野論考のなかで鏡のサイズに着目した検討をおこなっている。とくに古墳中期の有力首長墓に副葬された鏡には多彩なサイズが揃い、当該期に生産していない大型鏡を含むため、それら鏡群の入手が副葬時期に近い時点でなされたとする。さらに、サイズ差は地域内での二次分配を可能とする保有形態だと評価する。

入手契機については、古墳副葬品であれば被葬者の生前のどの段階で入手したかが論点となる。先の器物の経年変化でもふれたが、補修や改変の事例からは実際の使用期間を見積もることが可能であり、ある程度の保有期間が見込まれることとなる。「伝世」の実態に迫るには、個々の器物の入手にどのような意味と背景があったのかも視野に入れた議論が必要だといえよう。

「伝世」の主体 本共同研究では、「伝世」例の出土傾向などをふまえて、「伝世」の場にいくつかの類型を設定しうることを明らかにすることができた。すなわち、基本類型としての、①首長墓系譜など有力集団（流通先）での保有 [森下 1998 など]、②倭王権に代表される中枢勢力（配布元）での保有 [岩本論考、上野論考]、③地域集団間での反復的な移動をともなう保有 [大賀論考、岩本 2022]、④より隔絶された空間にある外部集団における「伝世」 [吉田論考] である。なお、上野論考で想定された鏡のサイズ差にもとづく地域内での二次分配は、類型①・③をも生じさせる理解である点には注意が必要である。

上記の4類型はいかにして識別しうるのか。類型①であれば、同一系譜上にある首長墓に同時期に入手した鏡が分有される状況が想定される [森下 2008]。端的に言えば、「同範鏡」「同型鏡」「同工鏡」などといった高い共時性を示す資料群が首長墓系譜内の異なる時期の首長墓に副葬されるケースがあれば、類型①である蓋然性は高いといえる。

類型②については、「伝世」対象に偏在や一定の傾向といったパターンを想定できる場合がもっとも容易に認定しうるであろう。具体的には、三角縁神獣鏡のなかでも特定の時期のものに偏る場合は、地域を超えた共通性をみとめることになるため、類型①・③の可能性は排除できるとする見方である [岩本論考]。なお、細川論考で示された例示された有力者間における器物の移動事例は、類型②に該当するものが基本であると理解しておきたい。類型②では、分配・分与・贈与が社会関係の形成や維持に際して特別な意味をもちえた可能性を評価しておきたい。王権の形成・維持といった側面が「伝世」とむすびつくのであれば、それは類型②において生じる可能性が高いと考える。

類型③では、限定的とはみなしがたい一定空間の幅広い階層において、同時期に入手したと考えられる資料が分散する状況が想定される。大賀論考でも指摘されたように、「伝世」品が上位層よりも下位層に多いことも判断の指標になる。破鏡や超小型鏡のように上位層では顕著でなく、量的副葬がなされないケースも類型③の「伝世」パターンとみなすことが妥当であろう [岩本 2022]。

そして類型④は上記のパターンとは異なって、先行する段階に廃棄がみとめられないケースであり、「伝世」品が外部から移動してきた状況を想定するものである。この類型④外部集団における「伝世」には、弥生後期の対馬の銅剣が該当する [吉田論考]。古墳出土の「伝世鏡」の「伝世」の場を列島外とみる見方 [辻田 2001・2007 など] もこの類型となる。あるいは、上野論考で想定された古物発見などにともなう新たな保有の発生も、本質的には外部集団からの器物の移動に近いものと考えられよう。

このように、「伝世」の主体を特定することは、「伝世」の背景や意義を論じるには不可欠な作業である。その特定方法をより確かなものとするには、より多くの事例研究が不可欠となる。これについては、今後果たすべき課題としておきたい。

「伝世」の背景と意義 「伝世」の背景を考える起点として、「伝世」が目的的におこなわれたかどうかを明らかにすることが必要となるが、それは「伝世」じたいの意義を問ううえでも重要な論点となりうる。具体的には、これまでも生産量の変則的な変動にもなってストックが形成されることによって、「伝世」が生じたとする見方が示されている [大賀 2005]。この場合は、「伝世」ははからずも生じたことになるため、「伝世」の社会的な意義は弱まることとなる。いっぽう、三角縁神獣鏡のように舶載鏡に「伝世」例が著しく偏在する事実をもって、その「伝世」を目的とする理解もある [岩本論考]。とくに三角縁神獣鏡では「伝世」例が副葬される時期に倭鏡として復古的に模倣される例があるが、そのモデルが舶載鏡に限定されることも整合し [岩本 2020]、目的的な「伝世」を想定する材料となる。この場合は、「伝世」に特別な社会的な意義を付与しうるのであろう。「伝世」が生じた背景に迫るには、「伝世」現象そのものからだけでは限界があり、「復古再生」といった関連事象からの検討も有効であることをここでは強調しておきたい。

さらに「伝世」が目的的におこなわれたのであれば、それがもつ意義として世代交代や地位継承、特定の階層や社会的位置との関係、「伝世」の主体となった集団の性格と「伝世」との結びつきを考慮する余地が生ずる。系譜意識や同祖意識、信仰内容などといった集団を特徴づける要素、あるいは特殊な人的つながりや社会的関係が「伝世」をうながす契機となった可能性がでてくるであろう。「伝世」がもつ意義に「正統性」の表示を想定する理解は [岩本論考、上野論考、細川論考]、そうした「伝世」を支えた集団や人的つながりの性格を積極的に評価した視点である。また、「伝世」の頻度が高い鏡や玉類といった器物については、潜在的に正統性を象徴する側面が付与されていたと考えることも可能であり、「復古再生」をからめた議論によってさらなる実証的な説明も期待されるところであろう。

3. 「復古再生」の認定と意義

「復古再生」の定義・認定 「伝世」にかかわる関連現象として、本共同研究では「復古再生」について積極的な議論を展開することにつとめた。「復古再生」にはそのモデルとなる器物の存在が必要であり、そこには「伝世」が介在する可能性があるからである。と同時に、あまり細かく限定せずにやや幅広く「復古再生」の可能性のあるものも含めて検討をおこなうことで、考古学的に認識しうる「復古再生」がいかなる現象であるのかを議論することとした。したがって、本共同研究ではひとまず「復古再生」の定義として「古さ」を重視したりバイバル製作といった限定的な内容にはせず、先行するデザインの再生とみなしうる現象を幅広く分析対象とした。「復古再生」にかかわる考古学的な議論はようやくはじまったところであり、今後の検討に委ねるべき部分が多いため、ここで述べたように「復古再生」の定義をひとまずはややゆるやかな内容としておくのが考古学的には妥当であろう。今後のさらなる分析例の蓄積によって、考古学的により妥当かつ厳密な「復古再生」の定義が可能となるにちがいない。

上記の定義に即しても、「復古再生」は少なくとも古いデザインの復活を意味する。したがって、考古学的には時間的な断絶を介したデザインの類似現象をとらえることによって、その認定が可能となる [岩本論考、金論考、村瀬論考]。とくに、デザインの類似が他人の空似ではないとの説明と、連続した型式変化として説明できるものではなく時間的な断絶があるとの説明を両立させることが、「復

古再生」の認定には不可欠となる。なお、「伝世」の認定においても問題となったように、廃棄年代を製作年代の下限とみて相対編年を組み立てる「消費地編年」では時間軸上の断絶をみいだしづらく、「復古再生」についても認定が困難な状況が多々あると予測される。そのため、本共同研究においては明らかな時間軸上の断絶をみとめうる事例研究に限定して実践することで、まずは「復古再生」とみなしうる考古事象の実態把握をおこなうこととした。なお、倭鏡を具体例に論じたように、モデルと「復古再生」品のあいだに技術的な断絶があれば、さらに「復古再生」とする認定の確実性が増す[岩本論考]。しかし、それは必要条件ではない。あくまでも重視すべきは時間軸上の断絶にほかならない。

「復古再生」の背景と意義 鏡では「復古再生」品とそのモデルとなった「伝世」鏡ないしは古鏡が同時期に併存していることを確実視できるため、プロセスを含めて「復古再生」を実証しやすい[岩本論考、上野論考]。

いっぽうで、確実な「伝世」例が未確認の器物では、「復古再生」のプロセスを考えるために別の手続きを必要とする。その一つの方法が、埴輪の「復古再生」の背景に迫るために、再利用を関連現象としてとりあつかい、同族意識にもとづく集団の「正統性」表示の可能性をよみとる村瀬論考のアプローチである。つまり、埴輪の「復古再生」においては、地域という限定的な空間のなかでの考古事象をとらえることによって、「伝世」を介在させない「復古再生」類型を実証したのである。

金論考では振り環頭大刀の成立に際して「復古再生」の可能性を論じ、新たな威信財的器物の創出に際して象徴性を高める意図が読み取れるのではないかと指摘する。この場合には、現状では未確認の「伝世」品、いわば見えない「伝世」を想定するか、実物の「伝世」はないもののデザインの象徴性が継承されてきた点を背景とみて、「復古再生」を想定することになる。そして、見えない「伝世」を過度に強調することは考古資料の実態とはそぐわないため、論考でも示されたようにデザインの象徴性によって説明するのが妥当であろう。とすれば、実物の「伝世」を背景としない「復古再生」類型を設定しうる可能性が生じることとなり、これを示した点に金論考の意義があるといえよう。

そのうえで、「正統性」表示といった「復古再生」の意義を論じるには、そこにたんに古いデザインがモデルとして参照されただけなのか、明確に古さが重視されて意図的にモデルが選択されたのかを識別することはもちろん必要であろう。上野論考で中国の例をふまえて示されたように、古物を認識・運用する体系・制度があつてこそ「復古再生」は生じる。考古学からそうした体系や制度の存在を実証することはきわめて困難ではあるが、倭鏡の「復古再生」においてはたまたま古い優品ではなく、小型鏡を含めた倭鏡の体系が復活している点を評価することによって、制度的な対応の可能性を積極的に評価した[岩本論考]。とはいえ、あまりに厳密な定義を与えて「復古再生」を狭くとらえてしまうと、広がりのある議論が阻害されかねない。いまの研究段階においては、定義をやや柔軟にとらえて、広い視野からの分析をまずは積み重ねることが、「復古再生」の実態解明につながると考える。

展 望

本研究では、各種の器物に「伝世」や「復古再生」がみとめられるかを考古学的に実証することを目的として、研究の第一段階としてその認定方法についてはある程度の方向性を示しえたと考える。また、「伝世」「復古再生」ともに、いくつかの類型を設定しうる点についても分析を深めることができた。ただし、それぞれの現象にたいしてさらなる類型化が可能であるかは、検討事例の少なさからは今後の課題とせざるを得ない。ただ、諸現象の類型化によって、「伝世」「復古再生」には多様な背景を想定しうるのであり、これによって諸現象に多様な側面から接近しうるということが明らかとなった点

が重要である。

そして、「伝世」や「復古再生」がもつ歴史的意義に迫るには、その前提としていかなる主体によって「伝世」「復古再生」がおこなわれたかを明らかにする必要がある、これは上述した諸現象の類型化とも密接にかかわるはずである。この点を追究するには、確実な「伝世」「復古再生」例の個別的な検討が不可欠である。本共同研究で「伝世」「復古再生」が想定される器物はいくつかあるが、それらの事例研究を蓄積していくことが求められよう。

「伝世」「復古再生」に着眼した本共同研究の副産物的な成果として、本書の諸論考からうかがわれるように、二つの現象に着目することによって、器物の製作・流通・入手・保有・廃棄といった諸側面に新たな論点を加えうることが明らかとなった点がある。それは、器物の型式変化や連続性に具体的な意味を与える視点と思考をもたらす。このように、「伝世」「復古再生」は現象それじたいだけでなく、関連した論点にもつながる側面を備える。さらに研究を継続し、視野と議論の拡大につとめたいと考える。

(岩本 崇)

引用文献

- 岩本 崇 2020 『三角縁神獣鏡と古墳時代の社会』六一書房
- 岩本 崇 2022 「副葬品からみた古墳時代前・中期の首長墓系譜」『首長墓系譜の再検討』古代学研究会 2022 年度拡大例会シンポジウム 古代学研究会 pp.83-102
- 梅原末治 1933 『讃岐高松石清尾山石塚の研究』京都帝国大学文学部考古学研究報告第12冊 刀江書院
- 大賀克彦 2005 「稲童古墳群の玉類について—古墳時代中期後半における玉の伝世—」『稲童古墳群』行橋市文化財調査報告書第32集 行橋市教育委員会 pp.286-297
- 小林行雄 1955 「古墳の発生の歴史的意義」『史林』第38巻第1号 史学研究会 pp.1-20 (1961『古墳時代の研究』青木書店 pp.137-159に補訂再録)
- 谷澤亜里 2021 「弥生時代後期から古墳時代前期にかけての玉類の伝世—翡翠製勾玉とガラス製管玉の検討から—」『持続する志 岩永省三先生退職記念論文集』岩永省三先生退職記念事業会 pp.297-317
- 谷澤亜里 2022 「弥生・古墳時代の玉類にみる長期保有」『考古学研究』第69巻第2号 考古学研究会 pp.28-41
- 辻田淳一郎 2001 「古墳時代開始期における中国鏡の流通形態とその画期」『古文化談叢』第46集 九州古文化研究会 pp.53-91
- 辻田淳一郎 2007 『鏡と初期ヤマト政権』すいれん舎
- 森下章司 1998 「鏡の伝世」『史林』第81巻第4号 史学研究会 pp.1-34